

令和8年1月20日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年1月20日	
(2) 事業者の氏名又は名称	日東交通株式会社 (法人番号: 6040001050844) 代表者 小宮 一則	
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	<p>(事業者) 千葉県木更津市新田2-2-16 (富津営業所) 千葉県富津市川名字菅原767-1</p>	
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車	
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	
(6) 違反行為の概要	令和7年7月11日、公安委員会からの通知により監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)	
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 当該事業者の累積点数	1点 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2. (4) 但し書き参照)

令和8年1月20日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年1月20日	
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ライフバス (法人番号: 3030001046573) 代表者 照井 誠	
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	<p>(事業者) 埼玉県富士見市鶴瀬東1-10-10</p> <p>(本社営業所) 埼玉県入間郡三芳町藤久保934-8</p>	
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 40日車	
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条	
(6) 違反行為の概要	令和7年4月14日、公安委員会からの通知により監査を実施。7件の違反が認められた。(1)軽微事項に係る事業計画の事後変更届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第4項)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(7)輸送の安全にかかる情報の公表義務違反(運送法第29条の3)	
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数	4点
	当該事業者の累積点数	4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2. (4) 但し書き参照)

令和8年1月20日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年1月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社共同（法人番号：5020001029833） 代表者 森 朝彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市戸塚区原宿1-36-7 (本社営業所) 神奈川県横浜市戸塚区小雀町1478
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第27条第2項
(6) 違反行為の概要	令和7年11月6日、長期間監査未実施であることを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運行表の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第27条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)